

平成29年6月26日

食品関係団体各位

大阪市健康局
健康推進部生活衛生課長
〔食品衛生グループ〕
06-6208-9991

食中毒注意報の活用について（依頼）

平素は、本市食品衛生行政の推進について格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

例年、7月から9月にかけては、高温多湿な気候の影響により、全国的に細菌性食中毒が多く発生しています。本市においては、昨年7月から9月に発生した食中毒事件は8件ありましたが、そのうち、細菌性食中毒は7件（87.5%）あり、うち1件は仕出し弁当を原因食品として患者数82名の大規模食中毒が発生しております。また、過去10年間の累計においても、同様に98件のうち77件（78.6%）が同期間に発生していることから、この間における食品衛生の確保及び意識の向上が重要です。

本市では、7月から9月までの3か月間、別紙のとおり「食中毒注意報」の発令事業を実施いたしますので、貴団体におかれましても、日頃から食中毒発生防止に御配慮いただいているところではありますが、本趣旨及び発令について会員各位に広く周知し、食中毒予防に役立てていただきますようお願い申しあげます。また、7月を食中毒予防月間と定め、夏期食品等の一斉取締りを実施するとともに、食品等事業者や消費者に対し食品衛生に関する知識の普及啓発等を行います。

なお、「食中毒注意報の発令」及び「食中毒予防の啓発」を、テレホンサービス及び大阪市ホームページでも行っておりますので御活用いただきますようお願い申しあげます。

食中毒注意報について

1 食中毒注意報の発令基準

(1) 次のアからエの条件をすべて満たすとき

ア 発令日前日の基準値が70以上

イ 発令日前日の最高気温が28℃以上

ウ 発令日前日の最低気温が21℃以上

エ 発令日前々日の平均湿度が70%以上

(2) その他必要と認めるとき

2 食中毒注意報の発令方法

食中毒注意報を発令したとき、保健所(生活衛生監視事務所)、各区役所、中央卸売市場食品衛生検査所、中央卸売市場東部市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所で食中毒注意報発令中の掲示を行います。

また、健康局生活衛生課はテレホンサービス(TEL06-6208-0963)及び大阪市ホームページ(平日のみ更新)により、発令の情報を提供します。

(<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006567.html>)

3 食中毒注意報の発令有効期間

発令日の午前0時から24時間とし、自動的に解除されます。

4 食中毒注意報の実施期間

7月1日から9月30日までの3か月間